

記者発表資料

令和7年8月29日
九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：
①鹿島建設株式会社
②五洋建設株式会社
③株式会社森建設
- 業者の住所：
①東京都港区元赤坂1-3-1
②東京都文京区後楽2-2-8
③鹿児島県鹿屋市輝北町上百引3945-1
2. 指名停止措置期間： 令和7年8月29日～令和7年9月11日(2週間)
3. 指名停止措置の範囲： 九州地方整備局管内全域

4. 事実概要

本件は、鹿島・五洋・森特定建設工事共同企業体が受注した「令和4年度馬毛島滑走路等新設工事(その1)」において、令和6年10月18日、掘削箇所の法面整形作業中、バック移動時に重機と共に満水状態の釜場へ転落し死亡した、工事関係者事故である。

5. 指名停止措置理由

当該業者たる上記3社が当局発注の「令和4年度馬毛島滑走路等新設工事(その1)」において、工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」と総称する。)の別表第1第7号の措置要件に該当する。

従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

<措置要領 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 福岡市博多区博多駅東2-10-7

(港湾空港関係)

総務部契約管理官 久永 陽一(内線290) 経理調達課直通:TEL092-418-3345

港湾空港部技術審査官 大平 和芳(内線150) 工事安全推進室直通:TEL092-418-3372

(港湾空港関係除く)

総務部契約課長 本松 泰典(内線2511) 契約課直通:TEL092-476-3509